

2013年1月22日

株式会社 新大阪互助会
代表取締役社長 牧野 昌司 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033 大阪市中央区石町
一丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

さて、当団体に貴社の「大阪祭典互助会」契約に関する情報が寄せられ、当団体にて貴社の上記契約約款の内容について検討しております。

つきましては、貴社に対し、下記のとおり質問がございますので、2013年2月22日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

貴社よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、当団体が相当と判断する解決に至らない場合、その時点における当団体の認識に基づいて、貴社に対し公開にて「申入れ」させていただく予定です。「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法第12条に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降につきましては、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、本「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、本「お問い合わせ」を機に貴社が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

※詳しくは別添の「KC's の『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

記（質問事項）

*下記の質問は、主に貴社が2004年4月時点で使用されている「約款」に基づきます。

貴社の約款によると、貴社が消費者と契約する「大阪祭典互助会」契約について、消費者からの解除（解約）があった場合には、加入者（契約者）の支払済み金額から所定の手数料を差し引いた金額を支払うとの定めがあります。そして、この解約手数料には契約金額毎に一律に定められている「管理手数料」と集金回数毎に設定されている「集金管理費用」の2種類があるようですが、これらの解約手数料について、以下のとおりご質問します。

1. 役務提供前の段階で、積立金の額の多寡を問わず、契約金額毎に一律に同額の「管理手数料」を積立金から控除する理由及び当該控除額を設定される具体的根拠をご教示下さい。また、この際、「管理手数料」の額の設定にあたって、それが消費者契約法第9条1号「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超えないものとなっているかどうかを検討されていますか。検討されている場合には、解約にあたって控除される当該「管理手数料」の額が同条1号に抵触しないと考える理由を具体的にご説明下さい。
2. 役務提供の前の段階で、貴社が解約時に「集金管理費用」を積立金から控除

する理由及び当該控除額を設定される具体的根拠をご教示下さい。また、この際、控除する「集金管理費用」の設定にあたって、それが、消費者契約法第9条1号「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超えないものとなっているかどうかを検討されていますか。検討されている場合には、当該「集金管理費用」の額が同条1号に抵触しないと考える理由を具体的にご説明下さい。

3. 貴社が消費者と契約する「大阪祭典互助会」契約の約款における、契約解除の際の解約払戻金手数料の規定の内容（貴社が解約時に控除する管理手数料・集金管理費用の額及びその算出方法・計算式）を契約金額毎にご教示下さい（現在使用されている最新の契約約款をご提供下さい）。

以上